

足寄町農業委員会 第15回総会会議録

令和5年5月25日 第15回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後2時07分

1 出席委員

2番 吉川友二	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	6番 宮口孝治	7番 松田博幸
8番 遠藤 勇	9番 人見華代	10番 石黒 彰
11番 岡元義春	12番 吉村 進	

2 欠席委員

1番 餌取靖徳

3 議事に参与するもの

事務局長 山田 弘幸
総務担当主査 留田 篤史
総務主査 餌取 秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 5	議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議案第4号 土地の現況証明書下付について
日程第 8	議案第5号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
日程第 9	議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について

第15回農業委員会総会

令和5年5月25日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和5年度第15回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番餌取靖徳委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、10番石黒彰委員、11番岡元義春委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

本件は、兄の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和4年11月15日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年5月1日であり、土地の引渡期日も令和5年5月1日です。

なお、解約された農地は、議案第3号1番で審議します。

2番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年5月11日であり、土地の引渡日も令和5年5月11日です。

なお、解約された農地は、議案第3号9番で審議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。譲渡人、譲受人の住

所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛961番1ほか36筆、計37筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、現況は畑です。

面積につきましては、676, 291㎡の内、畑が639, 409㎡、採草放牧地が35, 957㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、息子で経営者である譲受人に、贈与するものです。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別467番3ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、44, 517㎡の内、畑が23, 559㎡、採草放牧地が12, 035㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、保有農地を贈与し、譲受人におきましては、議案第3号11番で売買する農地に隣接する農地を受贈するものです。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和5年度第2号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾90番2ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は山林、原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、47,665㎡の内、35,404㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが、1年間

円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸131番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、145,108㎡の内、27,000㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃

貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番4番を説明します。

局長。

○事務局長 3番4番は、利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で説明します。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登799番ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は畑、宅地、原野、山林、現況は畑です。

面積につきましては、112, 365. 83㎡の内、109, 620. 83㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおり

です。

土地の表示につきましては、足寄町芽登712番ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、43, 220㎡の内、33, 200㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、5番から7番を説明します。

局長。

○事務局長 5番から7番は、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛789番9ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、45,871㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛788番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、50,606㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛567番3ほか12筆、計13筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、152,471㎡の内、151,526㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時

期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、8番を説明します。

局長。

○事務局長 8番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登3006番3ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、44,458㎡の内、畑が32,852㎡、採草放牧地が11,606㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、9番を説明します。

局長。

○事務局長 9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛1825番2ほか8筆、計9筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、86,726㎡の内、74,881㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、

取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、10番を説明します。

局長。

○事務局長 10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地221番5、計1筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況は畑です。

面積につきましては、16,849㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当該農地に隣接した農地を所有し、当事者間で売買の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手と

して農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 10番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、11番を説明します。

局長。

○事務局長 11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別467番1ほか16筆、計17筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、山林、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、589,963㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当該農地に隣接した農地を所有し、当事者間で売買の合意に至ったことから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法

と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 11番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町79番1ほか3筆、計4筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。2番、吉川友二現地調査委員長。

○吉川現地調査委員長 本件は、5月16日、私と遠藤委員、人見委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2123番1ほか22筆、計23筆です。

本件の公簿地目は畑、牧場で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。2番、吉川友二現地調査委員長。

○吉川現地調査委員長 本件は、5月16日、私と遠藤委員、人見委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野・山林等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜

登牛1590番ほか3筆、計4筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。2番、吉川友二現地調査委員長。

○吉川現地調査委員長 本件は、5月16日、私と遠藤委員、人見委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野・山林等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。

農業委員会による最適化活動の推進等について(3経営第2584号農林水産省経営局長通達)第1条第3項(1)の②のイに基づき、点検・評価を求めるものです。

なお、詳細につきましては、令和5年4月20日開催の全員協議会で説明済みですので、省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、ご意見はございませんか。

(全員「意見なし」の声)

○議長 なければ、総会で出された意見の欄は、「特になし」と記載し、6月末日までに、足寄町、北海道、北海道農業会議へ報告し、足寄町農業委員会ホームページで公表することとします。

(議案第6号)

○議長 「議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第6号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明申し上げます。

農業委員会による最適化活動の推進等について(3経営第2584号農林水産省経営局長通達)第1条第3項(2)に基づき、議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、令和5年4月20日開催の全員協議会で説明済みですので、省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、6月末日までに、足寄町、北海道、北海道農業会議へ通知し、足寄町農業委員会ホームページで公表することとします。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました

議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

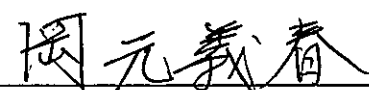
令和5年度第15回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2時 7分 閉会

議 長



農業委員



農業委員

